

# 佐賀県が進める教育の情報化の取組 ～ ICTを活用した新たな学びへ～



平成27年10月

佐賀県教育委員会

## 1. ICT利活用教育推進の背景と目的

高度情報化やグローバル化、少子高齢化等が急速に進む今日の世界の中において、学校教育の場においても、これからの時代を担う児童生徒一人一人が、社会の変化に主体的に対応するとともに、生涯にわたって夢や目標を持ち続け、その実現につなげることができるようにする教育の充実が求められています。

平成23年度に国から公表された教育の情報化ビジョンや学習指導要領の改訂等においても、教育の情報化推進の方針が示されていますが、教育の情報化については、今後、ますます重要視される情報活用能力やコミュニケーション能力等、いわゆる「21世紀型スキル」の育成にもつながるものと期待されており、平成26年12月に中央教育審議会から出された新たな高大接続改革の答申の中でも、その重要性が指摘されています。

こうした中、佐賀県では、新たな時代に対応した教育の実現に向け、全県規模でICT利活用教育に取り組んでいます。特に、平成26年度からは、県立高校でも全校で電子黒板に加え、一人1台の学習用パソコンを導入し、県立中学校、特別支援学校を含め、県立学校全体で、ICT利活用教育の本格実施に移行しました。

県教育委員会では、今後も引き続き、よりよい教育の実現に向けて、ICT利活用教育の推進に取り組んでいくことにしています。

### 新たな時代に対応した学習スタイル

教育の情報化の推進に合わせて、アクティブ・ラーニングやアダプティブ・ラーニング等の新たな学習スタイルに関心が高まっています。

学習指導要領においても、授業を通して、コンピュータ等の操作スキル、情報モラルやネットワーク等の知識を身に付け、ICTを主体的に活用できるように示されています。

#### 〈 佐賀県立高校で実施されている学習用パソコンを活用した新たな学習スタイルの一例 〉

先生が電子黒板に表示した問題に対して、生徒一人一人が答えや考え方を学習用パソコンで作成します。先生は、その中の全部又は特徴的な解答を電子黒板に映して共有して議論することで考えを深めていきます。



先生の発問



問いへの解答



共有化

#### \* 学習指導要領とは

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるように、文部科学省が学習内容を定めたもの。現在の学習指導要領は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面的に実施され、高校では、平成25年度の1年生から順次実施されています。

## 今後求められる新たな高校教育

新たな時代に向けて、高校や大学での教育が変わろうとしています。現在、国で検討が進められている高大接続改革では、コンピュータを使用したCBT（Computer Based Testing）方式での新テストの導入も検討されていますが、佐賀県では、ICT利活用教育の推進により、「情報を調べたり収集したりする」「文章や表・グラフを作成する」「スライドや資料を使って発表する」といった主体的な学習活動を通して、生徒の皆さんの情報活用能力を育成していくこととしています。

### 〈英語や家庭科、総合的な学習の時間での授業例〉

- ・各自で設定したテーマでスライドを作成し、その内容に関する英語での意見交換を通して、相手を意識した適切なコミュニケーションのとり方について考えます。
- ・インターネット上で発生している事件や問題から、ネット上も社会の一部であることを理解し、問題点や解決策、防止策を考えます。
- ・郷土について調べた内容を、プレゼンテーションソフトを活用してまとめ、写真・音声・動画等のマルチメディアを用いて効果的に伝えます。



平成26年12月22日の中央教育審議会答申で提言された、国としての改革の具体的なプランである「高大接続改革実行プラン」において、高校生を対象とした新しい2つのテストの検討がなされています。

#### \* 高等学校基礎学力テスト（仮称、平成31年度から導入予定）

すべての高校生に対して、コンピュータを使用して実施される、高等学校段階の基礎学力を評価するテストです。

#### \* 大学入学希望者学力評価テスト（仮称、平成32年度から導入予定）

現在実施されている大学入試センター試験に代わるものです。

大学入学希望者に対して、コンピュータを使用して実施される、大学教育を受けるために必要な能力を把握するテストです。

#### 〈参考〉

文部科学省で進められている教育の情報化の取組については、文部科学省「教育の情報化」Webサイトをご覧ください。

<http://jouhouka.mext.go.jp/>

## 2. 学習用パソコンの使用例

佐賀県立高校では、平成26年度からは、全校で電子黒板や学習用パソコンなどのICT機器が導入され、授業内容に応じて、様々な活用がなされています。

以下は、佐賀県立高校1年生のAさんの、ある1日の動きです。

- ・朝は、朝食を済ませ、8時10分には登校します。
- ・学校に着いたら、カバンから取り出した学習用パソコンのスイッチを入れます。
- ・その日の時間割変更や行事を確認したり、前の日に先生から出された宿題を提出します。

### 朝のホームルーム

1 時間目  
「英語表現 I」

2 時間目  
「数学 I」

3 時間目  
「化学基礎」

4 時間目  
「国語総合」

昼休み（昼食等）

5 時間目  
「世界史 A」

6 時間目  
「体育」

帰りのホームルーム

### 朝のホームルームでは、

- 学習用パソコンに入れているファイルに健康状態を入力します。
- アンケート機能を使って、進路希望調査の回答をします。
- インターネットで最新ニュースをチェックします。

### 授業では、

- 英語の時間、音声機能付き教材でリスニング力のトレーニングに役立ってます。
- 数学の時間、図形表示ソフトを使って空間図形のイメージを膨らませることで、問題の意味の理解に役立ってます。
- 化学の時間、先生から指示された実験の様子を動画で撮影しておき、あとでレポートにまとめて提出します。
- 国語の時間、先生から出された質問の答えを学習用パソコンに書き込みます。先生は、クラス全員の解答を電子黒板に投影して、討議の材料とします。友達の考えも参考にしながら、学習します。

### 昼休みには、

- 午前中の授業で、疑問に思った内容をインターネットで調べます。（それでもよく分からないときは、職員室に行って、担当の先生に質問します。）



## 帰りのホームルームでは、

- 明日の時間割や連絡を学習用パソコンで確認します。
- 今日の授業で理解できなかったことは、学習用パソコンのメッセージ機能を使って、先生に質問を送ります。
- 進路希望についても担任の先生に相談します。

さすが先輩。  
すごい!!

## 放課後は、

部活動は弓道部に入っています。もちろん、学習用パソコンも持って行きます。

- 先輩のフォームをマスターするため、学習用パソコンを使って動画で記録しておきます。
- 友達に撮影してもらった自分のフォームと比較しながら、技術の上達に役立っています。



## 自宅では、

- 英語と国語は音読の宿題です。音読を学習用パソコンに録音して、先生に提出します。
- 苦手な数学は、学習用パソコンのドリル教材を使って今日の授業を復習します。
- 学習用パソコンに入った辞書ソフトとデジタル教材を使って、明日の予習をします。先生が解説動画も用意してくれています。とても便利です。

寝る前は、学習用パソコンの充電です。(明日の朝は、フル充電で持っていきます。)

### 〈参考〉

佐賀県立高校では、学習用パソコンはこの他にも、いろいろな形で活用されています。

### 授業以外での活用

- ・ 資格取得は進路希望の達成にたいへん役立ちます。学習用パソコンの出番です。
- ・ 大学入試の問題もインターネットで検索できます。予備校の先生の授業も参考になります。
- ・ 学校祭の準備や生徒会活動で、共有フォルダを利用してデータをやり取りし、プログラム作りや文集作りに役立っています。

### 専門学科の授業での活用

- ・ 工業では、実習のレポート作成に活用したり動画で作業手順を学んだりします。
- ・ 商業では、タイピングの練習や資格試験への対策に取り組みます。
- ・ 農業では、写真や動画で野菜の成長の記録にも役立っています。
- ・ 家庭では、先生の模範調理の動画を大きく映し、繰り返し見て技術を習得します。

### 3. その他

#### (1) 佐賀県立高校で使用している学習用パソコンについて

県教育委員会では、「教材の確保」「操作性」「価格」の面から総合的に判断し、県立高校で使用する学習用パソコン（キーボード付のタブレット型パソコン）の仕様を指定しています。県立高校に入学する人は、その仕様に適合する学習用パソコンを全員、自分で準備していただく必要があります。

##### 〈参考〉平成27年度に県立高校の1年生に紹介した学習用パソコンの主な仕様

- ・ Windows 8.1
- ・ 10.1型ワイドディスプレイ
- ・ マイクロSDXCカード
- ・ 本体に内蔵可能なスタイラスペン
- ・ ワード、エクセル、電子辞書ソフト（国語、英和、和英、古語）を標準装備
- ・ ウィルス対策ソフト及び不適切なウェブサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトをインストール済み
- ・ 取り外し可能なキーボード付き
- ・ カメラ及び無線LAN内蔵
- ・ バッテリー駆動時間 約17時間
- ・ キャリングケース



※平成28年度の主な仕様は、平成28年2月発行予定の学習用パソコン通信（平成27年度第2号）でお知らせします。

#### (2) 事務手続及び購入補助について

◎購入関係手続及び補助金申請手続の流れは下記のとおりです。

県教育委員会が紹介する学習用パソコンを新規に購入される場合、購入時にお支払いいただく金額は、5万円です。5万円を超える額については、県で補助します。

項目		時期		4月初旬	4月初旬 (入学式)	5月末
		～2月	3月中旬 (合格者説明会)			
購入関係手続	購入前に振り込む			振込 (5万円)	領収書等の提示	補助金は県から直接納入業者に支払います 貸付金は県から直接納入業者に支払います
	購入時に現金で支払う		購入申込書を高校に提出		お支払い (5万円)	
	貸付利用による購入 (A 育英資金 B 学習者用パソコン購入費貸付)	A 育英資金 ・ 貸付申込(内定通知(12月)) ・ 引換券交付(2月) B 学習者用パソコン購入費貸付 中学校を通じて申請書配布	B 学習者用パソコン購入費貸付 貸付申込 ↓ 引換券交付		学習用パソコンの購入 引換券の提出	
◎ 補助金の申請		中学校を通じて申請書配布	補助金申請書を高校に提出			

※申請手続の詳細については、平成28年2月発行予定の学習用パソコン通信（平成27年度第2号）でお知らせします。

##### 【補助金制度及び学習用パソコンの購入に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育情報課 (☎0952-25-7222 ☒kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp)

##### 【貸付制度に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育支援課 (☎0952-25-7223 ☒kyouikushien@pref.saga.lg.jp)

#### (3) お願い

県教育委員会で紹介する学習用パソコン以外の機種の使用を希望される方は、県立高校での学習活動に対応したものであることの確認と学校のネットワークにアクセスするための設定等が必要です。また、設定費用は実費でお支払いいただくこととなりますので、持ち込みを希望される方は、必ず事前に、県教育情報課へご相談ください。

#### (4) 学習用パソコンについてよくある質問に対する回答

##### 質問1. 学習用パソコンは自分で用意しないといけないのですか？

高校では、教科書や教材、制服など、個人が所有し使用するものは、基本的に個人所有です。  
また、学習用パソコン等の情報通信機器については、学校内だけでなく、学校外や家庭での活用も重要ですが、学校の備品とした場合、原則として、学校外に持ち出せないなど個人が自分の意志で自由に使うことができなくなります。  
こうしたことから、学習用パソコンについては、個人で購入し、所有していただくこととしています。  
なお、購入していただく保護者の方の負担ができる限り軽減されるよう、保護者にお支払いいただく金額は5万円を限度とし、それを超えた分については公費で負担することとしています。  
また、奨学金制度等を改正し、できる限り無理なくご購入いただけるようにしています。

##### 質問2. 県指定の学習用パソコンを購入する場合、一括払いでしか購入できませんか？

県教育委員会が紹介する学習用パソコンを購入される場合の支払いについては、「購入前に振り込む方法」または「購入時に現金で支払う方法」によって5万円を一括でお支払いいただく以外に、貸付制度による分割払いも準備しています。詳しくは5ページをご覧ください。  
また、生活保護世帯については、この学習用パソコンの購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、担当の福祉事務所へご相談ください。

##### 質問3. 学習用パソコンを忘れた場合は、授業は受けられないのですか？

学習用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、他の教材の場合と同じように、準備することや持参することの重要性など教育的な指導を行います。  
そのうえで、学校の予備機を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。  
充電が不十分な生徒への対応も同様です。

##### 質問4. 保証はどのような内容ですか？

学習用パソコンは、県立高校に在籍するすべての生徒が、毎日安心して利活用できるよう、適切な使用時において発生した不具合については、在学中の3年間（定時制課程の生徒は4年間）は、基本的に、無償で保証します。  
故障や不具合が発生した場合は、引取り修理が行われ、修理期間中は代替機を準備し、学習に支障が出ないようにします。  
盗難については、警察への盗難届や学校長の証明は必要ですが、保証できるようにしています。  
また、破損等についても、重過失、故意や無理な使用による破損でない限り、保証の対象となります。

##### 質問5. 家庭学習のために、新しくインターネットを契約する必要がありますか？

授業の中で使う教材は、基本的に必要なデータをすべて本体にインストールしますので、インターネットに接続することなく、家庭でも学習することができます。  
インターネット環境がある家庭では、インターネットによる調べ学習が可能です。  
ただし、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

##### 質問6. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」や「通話メールアプリ」などを使って犯罪に巻き込まれたりしないか心配ですが、その対策はどうなっていますか？

学校や保護者の皆さんとの協議等の結果、学習用パソコンには、子どもが安心して使えるように、不適切なインターネットへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフト、そのほか、学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトの導入など、セキュリティのための対策をとっています。  
また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。

このほかのよくある質問については、佐賀県のホームページで公開しています。

県庁ホームページ URL <http://www.pref.saga.lg.jp>

トップページ⇒「くらしと教育」⇒「育児・教育」⇒「佐賀県ICT活用教育」

お問い合わせ先：佐賀県教育庁教育情報課

☎0952-25-7222

✉[kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp](mailto:kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp)

## 4. 学習用パソコン操作体験会等の開催について

### (1) 生徒及び保護者の皆様へ

#### 〈学習用パソコン操作体験会のご案内〉

操作体験会では、現在県立学校で使用している機種と同じような機能を持つ学習用パソコンを使って、「小テスト」や「高校の先生による授業」などの体験ができます。

	開催日程	開催場所	開催時間（予定）
第1回	11月28日（土）	致遠館高校（佐賀市兵庫北4丁目1番1号）	8:30～12:00
第2回	11月29日（日）	武雄高校（武雄市武雄町大字武雄5540-2）	8:30～12:00
第3回	12月5日（土）	鳥栖商業高校（鳥栖市平田町1110番地8）	8:30～12:00
第4回 ※	12月13日（日）	唐津南高校（唐津市神田字堤2629番地1） 有田工業高校（西松浦郡有田町桑古場乙2902番地） 致遠館高校（佐賀市兵庫北4丁目1番1号）	12:00～16:30

※第4回は平成27年度第2回佐賀県ICT利活用教育フェスタ（兼、「教育の情報化」実践セミナー 2015in佐賀）の開催にあわせて実施します。



### (2) 保護者の皆様へ

#### 〈第2回佐賀県ICT利活用教育フェスタのご案内〉

佐賀県立高校生が、学習用パソコンを使用した日々の取組成果を発表するプレゼンテーションもありますので、ぜひご参加ください。

開催日程	開催場所	主な内容	開催時間（予定）
12月14日（月）	佐賀市文化会館	基調講演 高校生によるプレゼンテーション 教職員による指導事例発表	10:00～16:40
12月15日（火）	県立学校全校ほか	授業公開	午前

平成26年度の高校生ICT利活用プレゼンテーション（プレ大会）最優秀賞作品は  
こちら⇒<https://www.youtube.com/watch?v=-FRiPgLJY-A>（5分50秒）（YouTubeへ接続します。）

学習用パソコン操作体験会等の詳細はホームページでお知らせします。

県庁ホームページ URL <http://www.pref.saga.lg.jp>

トップページ⇒「くらしと教育」⇒「育児・教育」⇒「佐賀県 ICT 利活用教育」

お問い合わせ先：佐賀県教育庁教育情報課

☎0952-25-7222

✉[kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp](mailto:kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp)